

## 国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書（骨子案）

## I 小委員会の開催趣旨

- ・小委員会の経緯と開催趣旨

## II 社会・経済の動向等

- ・東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震対策の進展 等

## III 地籍調査

## 1. 地籍調査の現状と課題

- 地籍調査の効果は多岐にわたり、地籍調査を実施していない場合には様々な課題が生じる。
- しかしながら、これまでの進捗率は、平成 24 年度末で 50 %（全国）であり、特に都市部で 23 %、山村部で 43 %と進捗が遅れている。
- また第 6 次十箇年計画の当初 3 年間の実施状況は、計画事業量に対して、地籍調査が 15.1 %、基本調査が 15.3 %、基準点が 20.8 %であり、また中間年に解消を目指すとした調査未着手・休止中市町村は平成 25 年 10 月現在で 525 自治体が残っている。
- このような状況にあるものの、地籍調査の促進を図るため、国としても、基本調査の国直轄での実施、民間法人への委託拡大等推進を図ってきたところ。

## 2. 中間年における見直しの方向性

計画の進捗は遅れているものの、地籍調査の重要性は一層増しており、国土調査事業十箇年計画を基本として引き続き努力していくことが重要。

また、十箇年計画後半にあたっては、災害への備え等の観点から、地籍調査の緊急性がより高い地域を優先的に調査すべき。

## 3. 計画後半における取り組みの方向

計画後半において、国、地方公共団体、民間事業者等が取り組むべき方向

は以下の通り。

## 1) 地籍調査推進に向けた方策

### ① 民間委託の拡大

市町村等の担当職員の確保が難しくなっていたことから、民間法人委託を拡大。これにより、担当職員の負担軽減が図られているが、工程管理・検査等に係る分の事業費は増加。

今後は、各実施主体は個別の状況を踏まえ、必要に応じて導入することが望まれる。

### ② 立会の弾力化

地籍調査作業規程準則第30条3項により、所有者不明による筆界未定は半減。客観的な資料が存在するところでは、筆界未定が解消されたところ。

今後とも積極的な活用が重要。

### ③ 新技術の活用

効率的な地籍調査のため、市町村の積極的な対応が重要。国・都道府県による普及に向けた取り組みが重要。

### ④ 予算の確保

国、地方公共団体は予算の確保に努めることが重要。また全体としてより緊急性の高い地域を優先するとともに、緊急性の高さ等について国民の理解を得る不断の努力が重要。併せて、市町村実施体制の一層の充実に努めることが望まれる。

### ⑤ 国民に分かり易い指標

進捗率の分母となる全対象面積の中には、大規模な国公有地や土地区画整理事業地区等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域や土地取引が見込まれない等緊急度が低いと考えられる地域が相当量含まれており、第6次計画後も見据え、適切な指標について国、地方で丁寧に検討していくべき。

## 2) 基本調査推進に向けた方策

### ① 都市部における基本調査の促進

基本調査を実施した地域では、未着手・休止中市町村解消のきっかけ、防災対策等において一定の効果。

今後は、地籍調査の緊急性が高いものの地元理解等の観点から着手が困難な地域にあっては、地籍調査の着手時期にかかわらず基本調査を優先的

に推進すべき。特に、南海トラフ巨大地震の津波浸水等大規模災害が想定される地域等が重要。また、市町村は基本調査成果の GIS 等による効率的な管理に努めることが望まれる。

## ② 山村部における基本調査の促進

基本調査を実施した地域では、土地境界情報の保全等において一定の効果。

今後、調査成果の活用が図られるよう、調査後の現地の適切な管理、早期の地籍調査等が期待できる地域を優先すべき。また、より迅速に調査する手法を検討すべき。また、国交省、林野庁双方の調査成果を相互に活用するなど国レベル、地域レベルで一層の連携強化を図るべき。

## 3) 未着手・休止市町村の解消

個々の市町村、都道府県の事情に応じて以下の対応を図ることが重要。

- ・ 特殊事情がある市町村は、まずは市町村自らがその解決に努めることが重要。また、都道府県、国はその特殊事情の実態について継続的に把握すべき。
- ・ 予算が不足している道県にあっては、道県の一層の努力が望まれる。
- ・ 予算・人員体制等のみが理由である市町村については地籍調査の重要性・緊急性についての一層の理解が望まれる。

また、引き続き、都道府県の積極的な対応、国の適切な支援が重要。アドバイザー制度の一層の活用、国・地方が連携した地元住民の意識調査・啓発等が重要。

## 4) 国土調査以外の測量・調査成果の活用

各種公共事業や民間開発の際に作成される測量成果の地籍整備への活用については、今後民間事業者の積極的な参画が望まれるところであり、国は補助制度の活用等を通じ促進に努めるべき。その際、法務省との連携が重要。

また都道府県は、地籍調査担当部局が主導し、活用推進に努めることが重要。

さらに、市町村は管内の地籍整備促進の一環として各種測量の予定を前広に把握し、できる限り 19 条 5 項指定に繋がるよう努めるべき。その際、統合型 GIS を通じた連携により測量成果を活用した効率的な地籍整備の推進が望まれる。

#### 5) 基準点の適切な設置

これまで実施主体の要望に基づき、基準点を適切に設置。

今後、新たな手法により基準点を省略し、地籍調査の効率化が可能。新たな手法の導入にあたっては、その普及・啓発のため、国土地理院等の関係機関や実施主体との連携が必要。

### IV 土地分類調査

#### 1. 土地分類基本調査（土地履歴調査）の現状

- 第6次十箇年計画の当初3年間の実施状況は、計画事業量に対して平成24年度末で約60%完了している。

#### 2. 中間年における見直しの方向性

- 調査は順調に実施しているが、東日本大震災以降、国民の土地の安全性に対する問題意識が高まっており、今後引き続き地方部において的確に実施していくことが重要。

また、十箇年計画後半にあたっては、土地履歴調査成果等をより国民が利用しやすく、提供するとともに成果の有用性の一層の普及啓発を図る必要がある。

#### 3. 計画後半における取り組みの方向

- 第6次十箇年計画後半においても、土地分類基本調査（土地履歴調査）を計画事業量の達成に向け、引き続き着実に実施していく。

- 国民が理解しやすいものとしていくために、一般利用者向けの利活用方法や利活用事例集などを作成し、ホームページでわかりやすく紹介することによって、成果を国民が理解しやすいものとしていく。

また、国土地理院と連携して「地理院地図」を活用し、土地履歴調査成果の公開手法及び検索方法を改善する。